
プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	個別の定めを設ける金融商品についての分析

I. 本資料の目的

1. 本資料では、金融商品会計基準等¹における組込デリバティブの区分処理に関する定め及び IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の SPPI 要件に関する定めを再確認した上で、純損益を通じて公正価値（以下「FVPL」という。）で測定するように個別の定めを設ける候補となる金融商品のうち、一部の金融商品に関する ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 571 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 24 日開催）において、金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）の見直しに着手することが了承された。また、基準開発の進め方について、減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域をフェーズ 1 として優先的に検討を行うことを提案し、特段の異論は聞かれなかった²。
3. 第 575 回企業会計基準委員会等³では、現行の金融商品会計基準等における金融商品の法形態を基礎とする枠組みを維持し、次の金融商品をフェーズ 1 の検討対象とすることを提案し、特段の異論は聞かれなかった。次項以降では、フェーズ 1 の検討対象とする金融商品を「債権及び債券等」という。

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（以下「その他の複合金融商品適用指針」という。）及び企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「払込資本複合金融商品適用指針」という。）を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

² その他の領域（株式を含む。）については、フェーズ 1 の検討が一巡した後にフェーズ 2 として検討を開始することを予定している。

³ 第 575 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 22 日開催）、第 254 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 21 日開催）及び第 42 回保険契約専門委員会（2026 年 5 月 19 日開催）を合わせて「第 575 回企業会計基準委員会等」という。

- (1) 減損に関する公開草案において予想信用損失モデルの適用範囲に含まれる金融資産（例：貸付金、満期保有目的の債券）
 - (2) 債権のうち、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権
 - (3) 満期保有目的の債券以外に区分される債券
 - (4) 実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」Q1 に従い債券と同様に取り扱われる種類株式（以下「債券と同様に取り扱われる種類株式」という。）のうち、満期保有目的の債券に区分していない種類株式
4. 第 581 回企業会計基準委員会等⁴では、債権及び債券等の分類アプローチについて、次のことを提案した。

組込デリバティブ

- (1) 複合金融商品である金融資産に組み込まれたデリバティブ（以下「組込デリバティブ」という。）については区分処理を求めつつ、複合金融商品全体を FVPL で測定するオプションを設ける。

SPPI 要件

- (2) SPPI 要件を適用した場合と同様の結果（組込デリバティブの区分処理の影響を除く。）となるように金融資産の種類ごとに個別の定めを設ける。この場合、明らかに IFRS 第 9 号の SPPI 要件を満たさない（実効金利法による償却原価で測定することに適さない）ものについて、FVPL で測定するように個別の定めを設ける。

事業モデル

- (3) 保有目的に基づく分類から IFRS 第 9 号の事業モデルに基づく分類に移行する。その際、債権については、回収事業モデルのみとする。また、事業モデルに基づく分類への移行に合わせて、テインティング・ルールは廃止する。

公正価値オプション

⁴ 第 581 回企業会計基準委員会（2026 年 7 月 23 日開催）、第 259 回金融商品専門委員会（2026 年 7 月 14 日開催）及び第 44 回保険契約専門委員会（2026 年 7 月 15 日開催）を合わせて「第 581 回企業会計基準委員会等」という。

- (4) 適用に関する要件を設けない米国会計基準の公正価値オプションの定めを取り入れる方向で検討を進める。
- 5. また、第 581 回企業会計基準委員会等では、次の項目について更なる検討を行うことを提案した。
 - (1) 組込デリバティブの区分処理の要件
 - (2) FVPL で測定するように個別の定めを設ける金融商品
 - (3) 公正価値オプションの適用範囲（トレーディング目的の債権に関する要件と関連付けた検討を含む。）
 - (4) 保険契約を発行する企業（保険会社）への対応（経過措置を含む。）
 - (5) 敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権の取扱い
 - (6) その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で測定される債券の評価差額の取扱い（部分純資産直入法を維持するかどうか。）
- また、第 581 回企業会計基準委員会等において聞かれた意見を踏まえて、前項(3)の債権に関する事業モデルについても検討することとしている。
- 6. 本資料では、本資料第 4 項(1)に記載のとおり組込デリバティブについては区分処理を求めることとしていることから、まず金融商品会計基準等における組込デリバティブの区分処理に関する定めを確認する。さらに、IFRS 第 9 号の SPPI 要件に関する定めを再確認した上で、前項(2)の FVPL で測定するように個別の定めを設ける候補となる金融商品のうち、一部の金融商品に関する ASBJ 事務局の分析をお示しする。

III. 金融商品会計基準等における組込デリバティブの区分処理に関する定め再確認

- 7. 複合金融商品（複数種類の金融資産又は金融負債が組み合わせている金融商品）について、金融商品会計基準では、次の 2 つに区分して会計処理を定めている（金融商品会計基準第 35 項から第 40 項及び注 1）。
 - (1) 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品

(2) その他の複合金融商品

払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品

8. 前項(1)の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品について、金融商品会計基準等では、次のとおり取り扱うこととされている（金融商品会計基準第35項から第39項）。

(1) 転換社債型新株予約権付社債⁵：複合金融商品全体を一体として会計処理（以下「一体処理」という。）（金融商品会計基準第36項）

(2) その他の新株予約権付社債⁶：新株予約権部分と社債部分を区分して会計処理（金融商品会計基準第39項）

その他の複合金融商品

（組込デリバティブの区分処理の判定）

9. 本資料第7項(2)のその他の複合金融商品とは、新株予約権以外のデリバティブ要素が組み込まれた金融商品であり、その他の複合金融商品適用指針に詳細な定めが設けられている。その他の複合金融商品（金融資産）に関する定めをまとめると、次のとおりである。

(1) 組込デリバティブの区分処理の取扱い

① 次のすべての要件を満たす複合金融商品（その他の複合金融商品適用指針第3項） ア. 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産（以下「主契約」という。）に及ぶ可能性があること（当該要件の具体的な判定については、本項(2)を参照。） イ. 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴⁷を満たすこと	区分処理
---	-------------

⁵ 転換社債型新株予約権付社債とは、「募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること（会社法第236条第1項第2号及び第3号）をあらかじめ明確にしている新株予約権付社債であって、会社法の規定に基づき発行されたもの」をいう（払込資本複合金融商品適用指針第3項）。

⁶ その他の新株予約券付社債とは、「転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債」をいう（払込資本複合金融商品適用指針第21項）。

⁷ 金融商品会計基準等において、デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品である

ウ. 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと	
② 損益を調整する複合金融商品（例：デリバティブで得た収益を毎期の利払いに含めず、後で一括して受領するスキーム又は複数年に1回しか利払いがないスキーム）（その他の複合金融商品適用指針第7項）	区分処理
③ 組込デリバティブを管理上区分している複合金融商品（その他の複合金融商品適用指針第4項）	区分処理 できる
④ 上述以外のその他の複合金融商品（金融商品会計基準第40項）	一体処理

(2) 上述(1)①ア.の組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があるか否かの判定

主契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にないデリバティブ ⁸ が組み込まれた複合金融商品（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)）	利息のみが連動しマイナスとならない複合金融商品	A-1	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性はない。
	利息のみが連動しマイナスとならない複合金融商品以外の複合金融商品	A-2	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性がある。
他社株転換社債（その他の複合金融商品適用指針第6項(2)）		B	組込デリバティブのリスクが主契約に及

とされている（金融商品実務指針第6項）。

- (1) その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
- (2) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
- (3) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

⁸ その他の複合金融商品適用指針では、「主契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にないデリバティブ」と「主契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にあるデリバティブ」が例示されている。詳細は、別紙2参照のこと。

			ぶ可能性がある。
主契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にあるデリバティブ ⁸ が組み込まれた複合金融商品（その他の複合金融商品適用指針第6項(3)）	組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる複合金融商品	C-1	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性はない。
	組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いとはいえない複合金融商品	C-2	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性がある。
重要な損失をもたらす行使価格の付いた期前償還権付債券、貸付金及びこれらに類する契約（その他の複合金融商品適用指針第6項(4)）		D	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性がある。

IV. IFRS 第9号の SPPI 要件に関する定め再確認

10. IFRS 第9号における SPPI 要件とは、金融資産の契約条件により、表示されている通貨建の元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるかどうかで金融資産を分類するものであるとされている。(IFRS 第9号 4.1.2 項(b)、4.1.2A 項(b)及びB4.1.8 項)
11. SPPI 要件における「元本」とは、金融資産の当初認識時の公正価値であり、残存期間にわたり変動する場合がある(例：元本返済があった場合)とされている。また、「利息」については、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値への対価、信用リスクへの対価、及びその他の基本的な融資のリスク及びコストへの対価、並びに利益マージンで構成されるとされている⁹。(IFRS 第9号 4.1.3 項及びB4.1.7B 項)

⁹ SPPI 要件の判定を行う上で、利息の様々な要素を別々に考慮しなければならない場合があるとされている。この場合には、企業がどれだけの補償を受け取るのかではなく、企業が何に対して補償を受けるのか(すなわち、企業が基本的な貸付けのリスク、コスト及び利益マージンへの対価を受け取るのか、それとも何か別のものへの対価を受け取るのか)に焦点を当てることとされている。(IFRS 第9号 B4.1.8A 項)

12. 他方、契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティのうち基本的な融資の取決めに関連がないものを持ち込む契約条件は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じさせない（すなわち、SPPI 要件を満たさない）とされており、次のものが例示されている。（IFRS 第 9 号 B4.1.7A 項、B4.1.8A 項及び B4.1.9 項）
- (1) 基本的な融資のリスク又はコストではない変数（例：株価などの資本性金融商品の価値又は商品価格）に連動している場合
 - (2) 債務者の収益又は純利益に対する取り分を表している場合
 - (3) 契約上のキャッシュ・フローの変動可能性を増大させるレバレッジを含む場合（例：単独のオプション、先渡し及びスワップ契約が組み込まれた金融資産）
13. また、償却原価で測定される金融商品に対する実効金利法は、利息収益又は利息費用を関連する期間に配分することを目的としたものであり、元本でも元本残高に対する利息でもないキャッシュ・フローを配分するのに適切な方法ではないと考えられたことから、IASB は SPPI 要件を分類アプローチに組み込んだとされている（IFRS 第 9 号 BC4.23 項）。

V. ASBJ 事務局の分析

分析の方向性

14. ここではまず SPPI 要件を満たさない債権及び債券等の測定に関する考え方の整理を行う。
15. IFRS 第 9 号において、償却原価で測定される金融商品に対する実効金利法は、利息収益又は利息費用を関連する期間に配分することを目的としたものであることから、SPPI 要件を満たさない金融資産を実効金利法による償却原価で測定することは適切ではないとされている（本資料第 13 項参照。）。このため、IFRS 第 9 号においては、SPPI 要件を満たさない負債性金融資産は FVPL で測定される。
16. ここで、フェーズ 1 において、SPPI 要件及び事業モデルに基づいて債権及び債券等の分類を行う考え方を取り入れる場合、SPPI 要件を満たさない債権及び債券等については、償却原価で測定する範囲に含まれないことになると考えられる。
17. この点、日本基準の文脈も踏まえて検討すると、金融商品会計基準等においては、金融資産は時価評価を基本としつつ、金融資産の属性等を踏まえて会計処理を定め

ることとしている（金融商品会計基準第 120 項及び第 66 項）。したがって、SPPI 要件を満たさない債権及び債券等について、時価評価を求めることが考えられる。その際、評価差額の取扱い（すなわち、FVPL とするか、FVOCI とするか）が論点となると考えられる。

18. 個別の商品ごとの詳細な検討は本資料第 23 項以降において行うが、組込デリバティブの区分処理を求めることを前提とすると、組込デリバティブの区分処理後において SPPI 要件を満たさない債権及び債券等は、主として次の特徴を有すると考えられる。

- (1) 組込デリバティブの区分処理を求める要件には該当しないものの、デリバティブが含まれている。
- (2) 基本的な融資の取決めと関連がない契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティを生じさせる要素のうち、金融商品会計基準等に照らしてデリバティブに該当しないものが含まれている（例：債務者等の業績に連動する金融商品）。

- (3) 利息の支払いについて、金融商品の発行者に裁量権がある。

19. 前項に掲げた SPPI 要件を満たさない債権及び債券等は、一般的に市場金利の変動以外の要因に基づいたキャッシュ・フローの変動性に晒された投機的な要素を含んでいると考えられる。このような投機的な要素を含んでいる金融商品について、企業がそのような商品の特性を理解した上で保有していると考えられるため、評価差額を財務活動の成果と捉えて、当期の損益として認識することが考えられる。したがって、SPPI 要件を満たさない債権及び債券等については FVPL で測定することを原則とした上で、次項以降において個別に検討することが考えられる。

個別の定めを設ける候補となる金融商品に関する分析

20. 第 581 回企業会計基準委員会等では、SPPI 要件を適用した場合と同様の結果（組込デリバティブの区分処理の影響を除く。）となるように、金融資産の種類ごとに FVPL で測定するように個別の定めを設けることを提案していた。ここで、FVPL で測定するように個別の定めを設ける候補となる金融商品としては、次のものが考えられる。

- (1) 一定の指標に連動する債権及び債券等

- ① 債務者等の業績に連動する債権及び債券等

- ② 外国為替相場に連動する債権及び債券等
 - ③ その他の指標（主契約と同一通貨の物価指数¹⁰を除く。）に連動する債権及び債券等
- (2) 第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた債権及び債券等
 - (3) 発行者の資本性金融商品に転換可能な債権及び債券等
 - (4) 変動性を増大させる要素（レバレッジ）を含む債権及び債券等
 - (5) 市場金利と逆方向に変動する債権及び債券等
 - (6) 金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない債権及び債券等
 - (7) 早期償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる債権及び債券等（早期償還条項が付された債権及び債券等）
 - (8) 国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している債権及び債券等
 - (9) 利息の繰延条項が付された債権及び債券等
 - (10) 利息の支払停止条項が付された債権及び債券等
 - (11) 偶発的な要素により金利が調整される債権及び債券等
 - (12) 原資産の稼働状況に連動するノンリコース要素を含む債権及び債券等
 - (13) 原商品プールが SPPI 要件を満たさない金融商品で構成される契約上リンクしている債権及び債券等
 - (14) 債券と同様に取り扱われる種類株式
 - (15) 信託財産構成物である金融資産の委託者である企業における譲渡金融資産の残存部分

このうち、本資料では、上述(1)から(5)の債権及び債券等について検討を行って

¹⁰ IFRS 第9号において、レバレッジのないインフレ指数に連動している金融商品については、実質金利を反映していると考えられることから、SPPI 要件を満たすとされている（IFRS 第9号 B4.1.13 項 金融商品 A）。このため、主契約と同一通貨の物価指数に連動する債権及び債券等については、FVPL で測定するように個別の定めを設ける必要はないと考えられることから、以降の分析には含めていない。

おり、上述(6)から(15)の債権及び債券等については今後検討を行うことを予定している。また、敷金、将来返還される差入預託保証金(建設協力金及び敷金を除く。)及び預託保証金であるゴルフ会員権の取扱いについては、別途検討することを予定している。

21. 分析にあたっては、組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質であると考えられることから、まず組込デリバティブの区分処理に関する分析を行い、その上で、個別の定めを設けるかどうかについての分析を行う。ここで、組込デリバティブの区分処理の要件については別途検討することを予定しているため、本資料では現行の金融商品会計基準等における組込デリバティブの区分処理の要件に基づき分析を行う。さらに、組込デリバティブの区分処理に関する分析においては、本資料第9項(1)③の組込デリバティブを管理上区分している場合については考慮に入れないこととする。
22. また、その他の複合金融商品については、組込デリバティブの区分処理の要件のうち、「当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと」(本資料第9項(1)①ウ.)の要件を満たすものと仮定し、次の要件を中心に分析を行う。
 - (1) 組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があること(本資料第9項(1)①ア.)
 - (2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと(本資料第9項(1)①イ.)

(債務者等の業績に連動する債権及び債券等)

組込デリバティブの区分処理に関する分析

23. 債務者等の業績に連動する債権及び債券等とは、債務者等の業績(例:売上、利益)に連動して元本又は利息が変動する要素を含む債権及び債券等である。当該変動要素は、一般的に金融商品実務指針におけるデリバティブの特徴(基礎数値に関する特徴)を満たさず、デリバティブとして取り扱われていないと考えられる。このため、債務者等の業績に連動する金融商品については、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす(本資料第9項(1)①イ.)」の要件を満たさず、**一体処理されることが考えられる。**

個別の定めを設けるかどうかの分析

24. IFRS 第9号において、債務者等の業績に連動する債権及び債券等は、契約上のキ

キャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合しないリターンを反映していることから、基本的に SPPI 要件を満たさないとされている (IFRS 第 9 号 B4.1.13 項 金融商品 A)。これは、債務者の業績に連動する金融商品から生じるキャッシュ・フローが、SPPI 要件を満たさないとされている「債務者の収益又は純利益に対する取り分を表している場合 (本資料第 12 項(2))」に該当するためであると考えられる。

25. ただし、IFRS 第 9 号では、債務者等の業績に連動する場合であっても、債務者等の業績への連動により生じる調整が、当該金融商品の信用リスクの変動について保有者に補償するだけのものであり、調整後の契約上のキャッシュ・フローが SPPI 要件を満たす場合があるとされている (IFRS 第 9 号 B4.1.13 項 金融商品 A)。

この点、2009 年に公表された IASB 公開草案「金融商品：分類及び測定」¹¹の BC23 項では、金融商品の信用度 (credit quality) の変動に応じて金利を調整 (reset) することが予め定められている場合があり、このような特徴は利息の概念と整合的 (基本的な融資の特徴) であるの IASB の見解が示されており、この考え方を踏襲したものであると考えられる。

26. 上述の内容を踏まえると、債務者等の業績に連動する債権及び債券等については、FVPL で測定するように個別の定めを設けた上で、業績連動要素による調整が債務者等の信用リスクを反映するものである場合には反証可能とすることが考えられる。

(外国為替相場に連動する債権及び債券等)

組込デリバティブの区分処理に関する分析

27. 外国為替相場に連動する債権及び債券等とは、当初元本とは異なる通貨の為替相場に連動して元本又は利息が変動する要素を含む金融商品である。当該変動要素は、金融商品会計基準等においてデリバティブ (例：通貨金利スワップ、通貨オプション) として取り扱われていると考えられる。
28. 外国為替相場に係るデリバティブは、金融商品会計基準等において主契約と密接な関係にないデリバティブとして取り扱うこととされている (その他の複合金融商品適用指針第 6 項(1)③)。このため、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす (本資料第 9 項(1)①イ.)」の要件を満たすと考えられる。

¹¹ <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/fi-classification-and-measurement/exposure-draft-2009/published-documents/ed-fi-classification-measurement-basis.pdf>

29. この場合、外国為替相場に連動する債権及び債券等が、利息のみが連動しマイナスとならない複合金融商品（本資料第 9 項(2)A-1）に該当する場合には、「組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があること（本資料第 9 項(1)①ア.）」の要件を満たさず、一体処理されることが考えられる。他方、外国為替相場に連動する債権及び債券等が、利息のみが連動しマイナスとならない複合金融商品以外の複合金融商品（本資料第 9 項(2)A-2）に該当する場合には、組込デリバティブの区分処理の要件を満たし、組込デリバティブが区分処理されることが考えられる。
30. 組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質であると考えられる。上述の内容を踏まえ、一体処理されることが考えられる次の金融商品に個別の定めを設けるかどうかの分析を行う。
- (1) 利息のみが連動しマイナスとならない債権及び債券等（例：受取利息のみが為替相場に連動して変動し、マイナスとならないリバース・デュアル・カレンシー債）

個別の定めを設けるかどうかの分析

31. IFRS 第 9 号において、リバース・デュアル・カレンシー債のような外国為替相場に利息のみが連動しマイナスとならない債権及び債券等が、SPPI 要件を満たすかどうかは明示されていない。当該金融商品の SPPI 要件の評価については、過去に IFRS 解釈指針委員会において議論が行われ、この際に次の 2 つの見解が示されていた。
- (1) SPPI 要件を分析するときは、額面金額が表示されている通貨に基づき、金融商品全体について分析すべきである。（SPPI 要件を満たさない）
- (2) SPPI 要件を分析するときは、金利のみが外国為替相場に連動する金融商品は、額面金額と利息について、それぞれが同じ通貨建のキャッシュ・フローを有する、2 つの構成要素から成り立つと考えることができる。（構成要素のそれぞれについて、単独で SPPI 要件を満たしている場合には、当該金融資産も SPPI 要件を満たすことになる）
- この点、IFRS 解釈指針委員会は、当該事項が広範な影響を有するという証拠を得ていないとして、基準設定アジェンダに追加しないことを決定したとされている。（2018 年 9 月 IFRIC Update）
32. 前項(1)は、外国為替相場に連動する金融商品が 1 つの金融商品であることに着目した考え方であると考えられる。他方、前項(2)は、外国為替相場に連動する金融商品の構成要素に着目し、構成要素ごとに SPPI 要件を満たすかどうかを評価する

というものであると考えられる。この点について、ASBJ 事務局が大手会計事務所のガイダンスを中心に調査した限り、実務においてばらつきが生じていると考えられる。このような状況を踏まえると、会計基準において本資料第 31 項(1)及び(2)の選択肢を示した上で、いずれの会計処理を採用するかについて企業が選択することが考えられる。

(その他の指標（主契約と同一通貨の物価指数を除く。）に連動する債権及び債券等）**組込デリバティブの区分処理に関する分析**

33. その他の指標に連動する金融商品とは、株価やコモディティ価格、炭素価格指数といった債務者等に固有のものではない一定の指標に連動して元本又は利息が変動する要素を含む金融商品であると考えられる。当該変動要素は、一般的に金融商品会計基準等においてデリバティブとして取り扱われていると考えられる。このため、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす（本資料第 9 項(1)①イ.）」の要件を満たすと考えられる。
34. 金融商品会計基準等では、株価又はコモディティ価格に係るデリバティブは、主契約と密接な関係にないデリバティブに該当するとされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(1)①及び②）。したがって、その他の指標に連動する金融商品に組み込まれたデリバティブは、一般的に主契約と密接な関係にないデリバティブに該当すると考えられる。
35. このため、その他の指標に連動する金融商品が、利息のみが連動しマイナスとならない複合金融商品（本資料第 9 項(2)A-1）に該当する場合には、「組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があること（本資料第 9 項(1)①ア.）」の要件を満たさず、一体処理されると考えられる。他方、その他の指標に連動する金融商品が、利息のみが連動しマイナスとならない複合金融商品以外の複合金融商品（本資料第 9 項(2)A-2）に該当する場合には、組込デリバティブの区分処理の要件を満たし、組込デリバティブが区分処理されると考えられる。
36. 組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質であると考えられる。上述の内容を踏まえると、一体処理されると考えられる次の金融商品について、個別の定めを設けるかどうかの分析を行う。
- (1) 利息のみが連動しマイナスとならない債権及び債券等（例：受取利息が日経平均株価などの株価指数に連動して変動し、マイナスとならない株価指数連動債）

個別の定めを設けるかどうかの分析

37. IFRS 第9号において、その他の指標（主契約と同一通貨の物価指数を除く。）に利息のみが連動しマイナスとならない債権及び債券等は、契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合しないリターンを反映していることから、SPPI要件を満たさないとされている（IFRS 第9号B4.1.13項 金融商品A）。これは、その他の指標に連動する債権及び債券等から生じるキャッシュ・フローが、SPPI要件を満たさないとされている「基本的な融資のリスク又はコストではない変数に連動している場合（本資料第12項(1)）」に該当するためであると考えられる。
38. このため、その他の指標に利息のみが連動しマイナスとならない債権及び債券等については、FVPLで測定するように個別の定めを設けることが考えられる。

（第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた債権及び債券等）**組込デリバティブの区分処理に関する分析**

39. 第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた債権及び債券等とは、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）が組み込まれており、当該デリバティブによって元本及び利息が変動する債権及び債券等である。このため、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす（本資料第9項(1)①イ.）」の要件を満たすと考えられる。
40. 金融商品会計基準等では、第三者の信用リスクに係るデリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があるか否かを判定するにあたり、次の2つに区分して検討することとされている（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)及び(3)）。
- (1) 第三者の信用リスクに係るデリバティブ（実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる場合¹²を除く。）
- (2) 実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる複合金融商品に組み込まれた第三者の信用リスクに係るデリバティブ
41. 前項(1)のデリバティブについては、**主契約と密接な関係にない**デリバティブに該当するとされている（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)⑤）。このため、**当該デリバティブが組み込まれた債権及び債券等が、利息のみが連動しマイナスとならない複合金融商品（本資料第9項(2)A-1）に該当する場合には、「組込デリバ**

¹² 特別目的会社が高い信用力を有する利付金融資産を裏付けにして当該特別目的会社以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込んだ複合金融商品を発行している場合が該当するとされている（その他の複合金融商品適用指針第26項(2)）。

ィブのリスクが主契約に及ぶ可能性があること（本資料第9項(1)①ア.）」の要件を満たさず、一体処理されることが考えられる。

他方、当該デリバティブが組み込まれた債権及び債券等が、利息のみが連動しマイナスとならない複合金融商品以外の複合金融商品（本資料第9項(2)A-2）に該当する場合には、組込デリバティブの区分処理の要件を満たし、組込デリバティブが区分処理されることが考えられる。

42. 次に、本資料第40項(2)のデリバティブについては、主契約と密接な関係にあるデリバティブとして取り扱うこととされている（その他の複合金融商品適用指針第6項(3)また書き及び第26項）。このため、組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる複合金融商品（本資料第9項(2)C-1）に該当する場合には、「組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があること（本資料第9項(1)①ア.）」の要件を満たさず、一体処理されることが考えられる。

他方、組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いとはいえない複合金融商品（本資料第9項(2)C-2）に該当する場合には、組込デリバティブの区分処理の要件を満たし、組込デリバティブが区分処理されることが考えられる。

43. 組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質の金融商品であると考えられる。上述の内容を踏まえると、一体処理されることが考えられる次の金融商品について、個別の定めを設けるかどうかの分析を行う。
- (1) 第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた債権及び債券等（実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる場合を除く。）のうち、利息のみが連動しマイナスとならない債権及び債券等
 - (2) 実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる債権及び債券等のうち、組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる債権及び債券等（例：日本国債などの高い信用力を有する利付金融商品を裏付けに特別目的会社が発行するクレジット・リンク債）

個別の定めを設けるかどうかの分析

44. IFRS第9号では、第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた金融商品についての個別の定めは設けられていない。この点、ASBJ事務局が大手会計事務所のガイダンスを中心に調査した限り、クレジットイベントが発生した場合に元本と元本残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で償還が行われる

と考えられることから、一般的に SPPI 要件を満たさないものとして取り扱われていると考えられる（IFRS 第 9 号 B4.1.14 項 金融商品 H）。

45. また、主契約である債権や債券とリスク特性が異なる要素によってキャッシュ・フローを変動させるものであると考えられることから、リスク特性が異なる要素を含むキャッシュ・フロー全体について、利息収益を関連する期間に配分するという実効金利法を用いて測定することは適切ではないと考えられる。
46. このため、本資料第 43 項(1)及び(2)の債権及び債券等については、FVPL で測定するように個別の定めを設けることが考えられる。

（発行者の資本性金融商品に転換可能な債権及び債券等）

組込デリバティブの区分処理に関する分析

47. 発行者の資本性金融商品に転換可能な債権及び債券等とは、新株予約権が組み込まれた債権及び債券等である。金融商品会計基準等では、新株予約権が組み込まれた債権及び債券等のうち、**転換社債型新株予約権付社債は一体処理することとされている（本資料第 8 項(1)）。**他方、その他の新株予約権付社債は、新株予約権部分と社債部分を区分して会計処理することとされている（本資料第 8 項(2)）。
48. 新株予約権を区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質の金融商品であると考えられる。このため、一体処理される転換社債型新株予約権付社債について、個別の定めを設けるかどうかの分析を行う。

個別の定めを設けるかどうかの分析

49. IFRS 第 9 号において、発行者の資本性金融商品（例：株式）に転換可能な金融商品については、当該金融商品のリターンが発行者の資本の価値に連動しており、基本的な融資の取決めと整合しないことから、SPPI 要件を満たさないとされている（IFRS 第 9 号 B4.1.14 項 金融商品 F）。
50. この点、金融商品会計基準等において、新株予約権は有価証券として取り扱うこととされており（払込資本複合金融商品適用指針第 37 項）、フェーズ 2 において検討することになると考えられる。このような状況を踏まえると、転換社債型新株予約権付社債についても、フェーズ 1 の対象外とし、フェーズ 2 において改めて検討することが考えられる。

（変動性を増大させる要素（レバレッジ）を含む債権及び債券等）

組込デリバティブの区分処理に関する分析

51. 変動性を増大させる要素を含む債権及び債券等とは、契約条件により金利が市場金利の変動幅を超えて変動する金融商品（例：市場金利が1%上昇すると、受取利息が2%上昇する金融商品）である。このような金融商品については、一般的に主契約と同一通貨の金利デリバティブが組み込まれており、当該デリバティブによって元本又は利息が変動することになると考えられる。このため、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす（本資料第9項(1)①イ.）」の要件を満たすと考えられる。
52. 主契約と同一通貨の金利デリバティブは、金融商品会計基準等において**主契約と密接な関係にある**デリバティブとして取り扱うこととされている（その他の複合金融商品適用指針第6項(3)①）。
53. このため、**組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる複合金融商品（本資料第9項(2)C-1）に該当する場合には、「組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があること（本資料第9項(1)①ア.）」の要件を満たさず、一体処理され**ると考えられる。
- 他方、組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いとはいえない複合金融商品（本資料第9項(2)C-2）に該当する場合には、組込デリバティブの区分処理の要件を満たし、組込デリバティブが区分処理されると考えられる。
54. 組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質であると考えられる。上述の内容を踏まえ、一体処理されると考えられる次の金融商品に個別の定めを設けるかどうかの分析を行う。
- (1) 組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる債権及び債券等（例：利息にレバレッジがかけられており、かつマイナスとしない変動利付債）

個別の定めを設けるかどうかの分析

55. IFRS 第9号において、契約上のキャッシュ・フローの変動可能性を増大させるレバレッジを含む場合には、SPPI 要件を満たさないとされている（本資料第12項(3)）。このため、変動性を増大させる要素（レバレッジ）を含む債権及び債券等は、SPPI 要件を満たさないと考えられる。
56. このため、変動性を増大させる要素を含む債権及び債券等のうち、組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる債権及び債券等については、FVPL で測定するように個別の定めを設けることが考えられる。

(市場金利と逆方向に変動する債権及び債券等)**組込デリバティブの区分処理に関する分析**

57. 市場金利と逆方向に変動する債権及び債券等とは、参照金利の低下（上昇）時に受取利息が上昇（低下）する債権及び債券等である。このような金融商品については、一般的に主契約と同一通貨の金利デリバティブが組み込まれており、当該デリバティブによって元本又は利息が変動することになると考えられる。このため、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす（本資料第9項(1)①イ.）」の要件を満たすと考えられる。
58. 主契約と同一通貨の金利デリバティブは、金融商品会計基準等において**主契約と密接な関係にある**デリバティブとして取り扱うこととされている（その他の複合金融商品適用指針第6項(3)①）。
59. このため、**組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる複合金融商品（本資料第9項(2)C-1）に該当する場合には、「組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があること（本資料第9項(1)①ア.）」の要件を満たさず、一体処理されると考えられる。**
- 他方、組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いとはいえない複合金融商品（本資料第9項(2)C-2）に該当する場合には、組込デリバティブの区分処理の要件を満たし、組込デリバティブが区分処理されると考えられる。
60. 組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質であると考えられる。上述の内容を踏まえ、一体処理されると考えられる次の金融商品に個別の定めを設けるかどうかの分析を行う。
- (1) 組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる債権及び債券等（例：市場金利が1%上昇すると受取利息が1%低下するリバース・フローター債）

個別の定めを設けるかどうかの分析

61. IFRS 第9号において、逆変動金利を支払う金利が市場金利と逆方向に変動する金融商品は、利息の金額が元本残高に対する貨幣の時間価値の対価ではないことから、SPPI 要件を満たさないとされている（IFRS 第9号 B4.1.14 項 金融商品 G）。
62. このため、市場金利と逆方向に変動する債権及び債券等のうち、組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる債権及び債券等につ

いては、FVPL で測定するように個別の定めを設けることが考えられる。

(小括)

63. 上述の分析をまとめると、別紙 1 のとおりである。

ディスカッション・ポイント

本資料第 14 項から第 63 項の事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

以 上

別紙 1：個別の定めを設ける候補となる金融商品（本資料第 20 項(1)から(5)）

# （本資料 第 20 項に 示す金融 商品との 関係）	金融商品の種類		組込デリバティブの区分処理（金融商品会計基準等）			IFRS 第 9 号において SPPI 要件を満たさず、 FVPL 処理が強制される と考えられる金融商品	FVPL で測定するように 個別の定めを設けることが 考えられる金融商品（案）
			組込デリバティブと同 一条件の独立したデリ バティブが、デリバテ ィブの特徴を満たすか （その他の複合金融商 品適用指針第 3 項(2)）	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性が あるか（その他の複合金融商品適用指針第 3 項(1)）			
				主契約と密接な関係に ないもの （その他の複合金融商品 適用指針第 6 項(1)）	主契約と密接な関係に あるもの （その他の複合金融商品 適用指針第 6 項(3)）		
(1)①	債務者等の業績に連動する債 権及び債券等	—				○（FVPL）	○ 業績連動要素による調整が債務者等の 信用リスクを反映するものである場合 には反証可能とする
(1)②-1	外国為替相場に連動する債権 及び債券等	利息のみが連動しマイナスとなら ない債権及び債券等（本資料第 9 項(2)A-1） （例：受取利息のみが為替相場に 連動して変動し、マイナスとなら ないリバース・デュアル・カレン シー債）	○ 外国為替相場に係る デリバティブ			見解 1：○（FVPL） 見解 2：構成要素のそれ ぞれについて、 単独で SPPI 要 件を満たしてい る場合には、当 該金融資産も SPPI 要件を満 たす。	○ 見解 1 と見解 2 のいずれの会計処理を 採用するかについて企業が選択する
(1)②-2		利息のみが連動しマイナスとなら ない債権及び債券等以外の債権及 び債券等（本資料第 9 項(2)A-2）	○ 外国為替相場に係る デリバティブ	○：区分処理		○（FVPL）	
(1)③-1	その他の指数（主契約と同一 通貨の物価指数を除く。）に連 動する債権及び債券等	利息のみが連動しマイナスとなら ない債権及び債券等（本資料第 9 項(2)A-1） （例：受取利息が日経平均株価な どの株価指数に連動して変動し、 マイナスにならない株価指数連動 債）	○			○（FVPL）	○

# （本資料第20項に示す金融商品との関係）	金融商品の種類		組込デリバティブの区分処理（金融商品会計基準等）			IFRS第9号においてSPPI要件を満たさず、FVPL処理が強制されることが考えられる金融商品	FVPLで測定するように個別の定めを設けることが考えられる金融商品（案）
			組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすか（その他の複合金融商品適用指針第3項(2)）	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があるか（その他の複合金融商品適用指針第3項(1)）			
				主契約と密接な関係にないもの（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)）	主契約と密接な関係にあるもの（その他の複合金融商品適用指針第6項(3)）		
(1)③-2	その他の指数（主契約と同一通貨の物価指数を除く。）に連動する債権及び債券等	利息のみが連動しマイナスとならない債権及び債券等以外の債権及び債券等（本資料第9項(2)A-2）	○	○：区分処理		○（FVPL）	
(2)①-1	第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた債権及び債券等（実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる場合を除く。）	利息のみが連動しマイナスとならない債権及び債券等（本資料第9項(2)A-1）	○ クレジット・デリバティブ			○（FVPL）	○
(2)①-2		利息のみが連動しマイナスとならない債権及び債券等以外の債権及び債券等（本資料第9項(2)A-2）	○ クレジット・デリバティブ	○：区分処理		○（FVPL）	
(2)②-3	実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる、第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた債権及び債券等	組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる債権及び債券等（本資料第9項(2)C-1）（例：日本国債などの高い信用力を有する利付金融商品を裏付けに特別目的会社が発行するクレジット・リンク債）	○ クレジット・デリバティブ			○（FVPL）	○
(2)②-4		組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いとはいえない債権及び債券等（本資料第9項(2)C-2）	○ クレジット・デリバティブ		○：区分処理	○（FVPL）	
(3)-1	発行者の資本性金融商品に転換可能な債権及び債券等	転換社債型新株予約権付社債	○ 新株予約権（一体処理／金融商品会計基準第36項）	—	—	○（FVPL）	フェーズ1の対象外とし、フェーズ2で検討することが考えられる。

# (本資料第20項に示す金融商品との関係)	金融商品の種類		組込デリバティブの区分処理（金融商品会計基準等）			IFRS 第9号においてSPPI要件を満たさず、FVPL処理が強制されることが考えられる金融商品	FVPLで測定するように個別の定めを設けることが考えられる金融商品（案）
			組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすか（その他の複合金融商品適用指針第3項(2)）	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があるか（その他の複合金融商品適用指針第3項(1)）			
				主契約と密接な関係にないもの（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)）	主契約と密接な関係にあるもの（その他の複合金融商品適用指針第6項(3)）		
(3)-2	発行者の資本性金融商品に転換可能な債権及び債券等	その他の新株予約権付社債	○ 新株予約権 (区分処理／金融商品会計基準第39項)	—	—	○（FVPL）	
(4)-1	変動性を増大させる要素（レバレッジ）を含む債権及び債券等	組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる債権及び債券等（本資料第9項(2)C-1） （例：利息にレバレッジがかけられており、かつマイナスとならない変動利付債）	○ 金利デリバティブ			○（FVPL）	○
(4)-2		組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いとはいえない債権及び債券等（本資料第9項(2)C-2）	○ 金利デリバティブ		○：区分処理	○（FVPL）	
(5)-1	市場金利と逆方向に変動する債権及び債券等	組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる債権及び債券等（本資料第9項(2)C-1） （例：市場金利が1%上昇すると受取利息が1%低下するリバース・フローター債）	○ 金利デリバティブ			○（FVPL）	○
(5)-2		組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いとはいえない債権及び債券等（本資料第9項(2)C-2）	○ 金利デリバティブ		○：区分処理	○（FVPL）	

別紙2：その他の複合金融商品適用指針における組込デリバティブの区分処理に関する定め

(組込デリバティブの区分処理の判定)

1. その他の複合金融商品とは、新株予約権以外のデリバティブ要素が組み込まれた金融商品である。金融商品会計基準等では、次の複合金融商品について、組込デリバティブと組込対象である債権及び債券等（以下「主契約」という。）を区分して会計処理することとされている（その他の複合金融商品適用指針第3項及び第7項）。
 - (1) 次のすべての要件を満たす複合金融商品
 - ① 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性があること
 - ② 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴¹³を満たすこと
 - ③ 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと
 - (2) デリバティブで得た収益を毎期の利払いに含めず、後で一括して授受するスキーム又は複数年に1回しか利払いがないスキーム等の損益を調整する複合金融商品
2. また、管理上、組込デリバティブ（前項(1)②の要件を満たすものに限る。）を区分している場合には、当該組込デリバティブを区分処理できるとされている（その他の複合金融商品適用指針第4項）。

(別紙2の第1項(1)①の「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性があること」の判定)

¹³ 金融商品会計基準等において、デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品であるとされている（金融商品実務指針第6項）。

- (4) その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
- (5) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
- (6) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

3. 別紙2の第1項(1)①の要件について、その他の複合金融商品適用指針では、「他社株転換社債」及び「重要な損失をもたらす行使価格の付いた期限前償還権付債券、貸付金、借入金及びこれらに類する契約」は、当該要件を満たすとされている（その他の複合金融商品適用指針第6項(2)及び(4)）。
4. また、その他の複合金融商品適用指針には、別紙2の第1項(1)の要件に関する詳細なガイダンスが設けられており、組込デリバティブの性質に応じて、次の2つに区分して判定することとされている（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)及び(3)）。
 - (1) 経済的性格及びリスクが、組み込まれた現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係にないデリバティブ（以下「主契約と密接な関係にないデリバティブ」という。）が組み込まれた複合金融商品
 - (2) 経済的性格及びリスクが、組み込まれた現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係にあるデリバティブ（以下「主契約と密接な関係にあるデリバティブ」という。）が組み込まれた複合金融商品

主契約と密接な関係にないデリバティブが組み込まれた複合金融商品

5. その他の複合金融商品適用指針では、主契約と密接な関係にないデリバティブに該当するものとして、次のデリバティブが例示されている（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)）。
 - (1) 株式相場又は株価指数に係るデリバティブ
 - (2) 現物商品相場又は現物商品指数に係るデリバティブ
 - (3) 外国為替相場に係るデリバティブ
 - (4) 気象条件に関する指標に係るデリバティブ
 - (5) 第三者の信用リスクに係るデリバティブ（実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる場合を除く。）
6. 主契約と密接な関係にないデリバティブが組み込まれた複合金融商品については、基本的に別紙2の第1項(1)の要件を満たすとされている（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)）。

ただし、受取利息のみがデリバティブ要素によって変動する又は受取利息がマイナスとはならないフロアーが付いた複合金融商品（以下「利息のみが連動する債権及び債券等」という。）については、契約上、当初元本を毀損しないため、別

紙 2 の第 1 項(1)の要件は満たさないとされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(1)ただし書き）。

主契約と密接な関係にあるデリバティブが組み込まれた複合金融商品

7. その他の複合金融商品適用指針では、主契約と密接な関係にあるデリバティブに該当するものとして、次のデリバティブが例示されている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3)）。
 - (1) 契約と同一通貨である金利に係るデリバティブ
 - (2) 契約と同一通貨である物価指数に係るデリバティブ
 - (3) 契約と同一通貨である債務者自身の信用リスクに係るデリバティブ
8. また、次のデリバティブについては、前項(3)の「契約と同一通貨である債務者自身の信用リスクに係るデリバティブ」に準じて取り扱うこととされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3)及び第 26 項）。
 - (1) 実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる複合金融商品に組み込まれた第三者の信用リスクに係るデリバティブ
9. 主契約と密接な関係にあるデリバティブが組み込まれた複合金融商品について、金融商品会計基準等では、契約上、フロアーが付いていないため受取利息がマイナスとなる可能性があるもの又はオプションを売却している等により当初元本を毀損する可能性があるもの（以下「元本を毀損する可能性がある債権及び債券等」という。）は、別紙 2 の第 1 項(1)の要件を満たすとされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3)）。

ただし、過去の実績や合理的な見通しなどから、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低いといえるもの（以下、利息のみが連動する債権及び債券等を合わせて「元本を毀損する可能性が低い又は利息のみが変動する債権及び債券等」という。）については、別紙 2 の第 1 項(1)の要件は満たさないとされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3)ただし書き及び第 25 項）。
10. また、別紙 2 の第 6 項に示した利息のみが連動する複合金融商品は、契約上、当初元本を毀損しないため、別紙 2 の第 1 項(1)の要件は満たさないと考えられる（その他の複合金融商品適用指針第 5 項）。

以 上